



# 週間情報



No.2416

発行日 平成24年5月8日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 役員の改選及び会員の異動に伴う支部長・事業推進委員会委員長の変更

全国消防長会

標記について、平成24年度の支部長・事業推進委員会委員長を次のとおりお知らせします。

#### 【支部長】

支部名	消防本部名	氏名
北海道	札幌市消防局	遠藤 敏晴
東北	仙台市消防局	高橋 文雄
関東	横浜市消防局	荒井 守
東海	名古屋市消防局	野田 和義
東近畿	京都市消防局	長谷川 純
近畿	大阪市消防局	千福 好伸
中国	広島市消防局	山下 聡
四国	松山市消防局	久保 継二
九州	福岡市消防局	谷山 昭

#### 【事業推進委員会委員長】

委員会名	消防本部名	氏名
総務	京都市消防局	長谷川 純
財政	神戸市消防局	嶋 秀穂
技術	さいたま市消防局	鈴木 健一
予防	千葉市消防局	石井 幸一
警防防災	北九州市消防局	櫛井 正喜
救急	札幌市消防局	遠藤 敏晴
危険物	川崎市消防局	福井 昭久

※ 網掛けになっている支部長・事業推進委員会委員長は、変更が生じています。

## 消防本部の動き

### ◆ 2012（第16回）JFFW交流会—「学んで語って絆を深めよう！！ IN 浦安」— JFFW交流会事務局

「JFFW」とは、Japan Fire Fighting Women's Clubの略で、女性消防吏員が中心となり研修会等を実施しています。

毎年実施される交流会では、全国から消防職員が自主的に集まり勉強会や情報交換を行い、消防本部の枠を越え消防職員相互の親睦を深めるとともに自己研鑽を図っています。

今年は、第16回交流会を東日本大震災で液状化被害を受けた千葉県浦安市で開催します。

浦安市は東日本大震災で市内の85%が何らかの液状化による被害を受けました。

現在力強く復興への取り組みがなされていますが、その現状と津波対策についての教育講演を予定しています。

分科会は仕事や生活に役立ち、さらに意見交換等も取り入れて自由に参加いただけるよう4つのテーマで計画をしています。

また特別講演では『あきらめない 女性消防職員に贈るメッセージ（仮題）』と題し、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）村木厚子氏にご講演をいただきます。

1 日 時： 2012年7月14日（土） 10時00分から18時00分

2 会 場： 浦安市文化会館 浦安市猫実1丁目1番2号 047-353-1121

3 参加者：全国消防吏員及びOB等支援者で参加を希望する方

参加申し込み定員200名 参加費 3000円（弁当、資料代含む）

#### 4 内 容

第一部 教育講演 浦安市副市長 石井 一郎氏

『浦安市における液状化被害と復興対策について（仮題）』

第二部 分科会 「業務に役立つ講義及び意見交換等」

『救急プログラム』

講師 杏林大学総合政策学部 教授 橋本 雄太郎 氏

医療をめぐる法律問題の考察をライフワークとし長年研究を進めている、病院前救護における法律問題のスペシャリスト

『予防プログラム』

講師 在日米海軍司令部地域統合消防隊予防課課長 長谷川 裕子 氏

全米防火協会の防火教育プログラムを日本で実践されている予防業務の先駆者

『警防プログラム』

講師 株式会社 タフ・ジャパン 代表 鎌田 修広氏（元横浜市消防局）

消防大学校等で「消防体（體）育訓練」を軸とした人材育成・危機管理教育等を指導しているカリスマ教官

『交流プログラム』

テーマを絞らず業務、家事、育児など皆さんが抱える問題点などを自由に話し合ってくださいのための懇談プログラムです。

※上記各プログラムの枠を2回ずつ取っていますので2つまで選んで参加できます。

申し込み時に事前に参加希望を取って希望人数により会場の調整をさせていただきます。

#### 第三部 特別講演

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）兼任 内閣府自殺対策推進室長 村木 厚子氏

『あきらめない 女性消防職員に贈るメッセージ（仮題）』

厚生労働省で雇用均等・児童家庭局長などを歴任して女性政策や障害者支援に携わり、2009年に無実の罪で逮捕され、164日間の勾留を余儀なくされました。

無罪確定後に復職され、現在は内閣府政策統括官として子育て施策、障害者施策、高齢社会対策、自殺対策など幅広く担当されています。大きな困難があっても決して「あきらめない」という村木さんの力強いメッセージをいただく予定です。

第四部 懇親会 ホテルサンルートプラザ東京 会費 5000円

第五部 7月15日（日）午前中 オリエンタルランド（株）防災センター等見学  
交流会参加者で希望者する方（テーマパーク内には入れません）

※オリエンタルランド（株）防災センターの見学と社員に対する防火防災教育の取

り組みについて約1時間の見学となります。

1回の見学定員は、50名のため、希望者が多い場合は時間差により見学を予定しています。

- 5 その他 内容詳細、参加申込みはホームページから

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~club-jffw>

- ※ 問い合わせ先：JFFW交流会事務局

市川市消防局 救急課 石原／047-333-2167

川崎市高津消防署 熊谷／044-811-0119

E-mail：[club-jffw@xrh.biglobe.ne.jp](mailto:club-jffw@xrh.biglobe.ne.jp)

## ◆ 救命索発射銃取扱訓練を実施

### 逗子市消防本部（神奈川）

逗子市消防本部では、平成24年3月12日（月）、13日（火）の両日に逗子市内の浄水管理センターで、救命索発射銃の全般的な取扱訓練を反復し、確実な操作の習熟を図ることを目的に、救命索発射銃取扱訓練を実施しました。救命索発射銃は危険を伴う訓練のため、訓練指揮者の指示により行動するとともに、安全管理員を複数配置して隊員相互で事故防止に努めました。また、付近住民に対しては事前に通知文を配布し、注意喚起を十分に行いました。

訓練では、洪水などで川の中州に残された人やビルの屋上に取り残された人を救出する際に使用する、M-3型及びM-63型の救命索発射銃の基本取扱訓練を実施し、銃の微妙な角度や風向きなどで飛距離感が変わるため、参加隊員は試行錯誤をして「考える訓練」を目指し、あらゆる災害に対応できるよう努めました。いつ発生するかわからない自然災害やビル火災に備え、安全確実迅速に発射できるよう技術の向上を図りました。



【救命索発射銃取扱訓練実施状況】

## ◆ 知多広域消防指令センター運用開始

### 知多広域消防通信指令事務協議会（愛知）

愛知県は、平成20年3月「消防救急無線広域化・共同化等整備計画」を策定し、そのなかで県内を11ブロック（知多1ブロック）に分け、消防通信指令業務の共同運用化を検討することが望ましいと示され、知多地域では、より高度で複雑な災害対応や救急サービス、さらには大規模災害等の広域的消防活動に対応していくため、高機能消防指令システムの機能を持つ、共同指令センター構築に向けて協議、検討を重ね、平成24年4月1日（日）『知多広域消防指令センター』の運用開始となりました。

共同設置団体は常滑市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合の6消防本部で、管轄範囲は知多半島全域の5市5町、総面積391.15km<sup>2</sup>、総人口62万余名となります。6消防本部から28名（毎日勤務者4名、交代勤務者24名）が派遣され、3部制の交代勤務とし、1当務8名体制で119番受信等、通信指令業務にあたります。

指令室にはⅢ型高機能消防指令システム指令台5台、指揮台1台、6消防本部分の無線統制台、表示盤、FAX／メール119受信装置等を配置し、特に指令センターと各消防本部及び各市町の災害対策本部間の防災情報の共有及び対応状況の確認ができる『防災情報配信システム』を導

入しております。119番緊急通報の受付は指令台で最大18回線同時に受付が可能です。

本指令センターの運用により、迅速的確な指令を行うことができ、受信から指令までの時間短縮につなげ、部隊運用の効率化を図っていきます。

また、施設は仮眠室10室、男女別浴室、エコキュート、太陽光発電等で、女性勤務員にも対応できる施設です。



【開所式の様子】



【センター建屋外観】

#### ◆ 特別高度救助隊発隊式

##### 熊本市消防局（熊本）

熊本市消防局では平成24年4月1日（日）、政令指定都市への移行に伴い特別高度救助隊を新設し、4月9日（月）に熊本市役所正面玄関において発隊式を行いました。

発隊式では、幸山 熊本市長を初めとする多数の来賓を迎え、「高いレベルで職務を遂行し、市民の暮らしを守る使命を果たしてもらいたい」と訓示を受けました。

隊を代表として、岩下 隊長は「熊本の安全安心を確保するため訓練を重ね精進する」と誓いました。

式終了後には、市役所庁舎を活用し、隊員による高度な技術と資機材を使用した救出訓練を実施し、また、保有する高度救助資機材8機（画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置、水中探査装置）を展示披露しました。当隊は、複雑多様化する救助業務を高度救助資機材や特殊車両等を活用し、より迅速・的確に行い、NBC災害をはじめとする特殊災害にも対応を行います。

今後は、「日本一暮らしやすい政令指定都市くまもと」を目指し、職員一丸となって消防活動に邁進します。



【市長に宣誓する岩下隊長】



【訓練披露をする特別高度救助隊】

## ◆ 山林パトロールの実施 ～山火事を発生させないために～

池田市消防本部（大阪）

池田市消防本部では平成24年4月18日（水）、徒歩による山林パトロールを実施しました。

春の行楽シーズンを迎えて、本市においても、五月山の入山者の増加が予想され、登山者によるたばこの投げ捨てなどが原因で、山火事が発生し延焼拡大しやすい時季であることから、本市の五月山公園ハイキングコースを再確認するとともに、山火事予防啓発看板の現況確認を実施しました。



【パトロール実施状況】

## ◆ CSRМ効果確認公開訓練を実施

五泉市消防本部（新潟）

五泉市消防本部では平成24年4月26日（木）、五泉市消防本部の敷地内で一昨年からの訓練を重ねてきた、狭隘空間救急救助（CSRМ（Confined space Rescue/Medicine））の効果を確認すると共に、県内（15本部）から150名以上の消防職員の見学を頂き、知識技術の共有、情報交換、横の繋がり顔の見える関係づくりを目的にCSRМ効果確認公開訓練を実施しました。

昨年、当本部の敷地内に、市内コンクリート業者の多大なる理解と協力を得て、140㎡の震災対応訓練施設を建設しました。このことにより、実践的な環境のなか、消火隊、救急隊、救助隊と言った枠にとらわれず、職員一丸となった訓練が可能となり、災害に強い組織作り、知識技術の向上を目指し、どのような災害現場からでも必ず要救助者を救出するための高い技術と強い精神力の強化を図ってきました。

この度の訓練内容は、①保温保護、②狭隘活動、③傷者観察、④指揮進入と4つのスキルステーションごとに展示説明を実施し、その後、ベーシックサーチにより要救助者の位置を特定し救出を開始する、90分間の実践的な想定訓練を2小隊にわかれて実施しました。

想定終了後には、各小隊で見学者と一体となり振り返りを実施し、活動内容についての検証、検討事項の確認など有意義な意見交換を行いました。

改めて、消防職員としての「備える」に対する意識の向上が図られ、県内消防の繋がり、そして大規模災害における消防組織力の強化が図られました。



【震災対応訓練施設】



【訓練実施状況】

## ◆ 消防用設備等の性能評価に関する講演会

財団法人 日本消防設備安全センター

- 開催日時・場所  
平成24年6月22日（金）13時00分～16時30分  
（札幌市白石区東札幌6条1-1-1 札幌コンベンションセンター小ホール）
- 定員  
180名（無料）
- 講演内容（予定）

内 容	講 師 等
あいさつ	主催者
消防用設備等の法令基準について	消防庁予防課
圧力制御型消火システムについて	㈱三菱地所設計
空調配管兼用スプリンクラー設備について	清水建設㈱
消防法令改正の動向について	消防庁予防課

- 主 催  
財団法人 日本消防設備安全センター
- 後 援  
全国消防長会、全国消防長会北海道支部
- 協 賛  
（社）日本ビルディング協会連合会、（社）日本設備設計事務所協会、  
（社）建築設備技術者協会、IFCAA（イフカ）2012札幌開催実行委員会
- 申し込み方法  
下記E-mailアドレスに、勤務先名と参加者名（複数の場合は全て）を送信願います。  
定員に達し次第、受付を終了します。  
定員を超えた際は、メール返信させていただきます。  
当日、会場での受付はできません。  
【E-mailアドレス】 [kikaku10@fesc.or.jp](mailto:kikaku10@fesc.or.jp)  
【申 込 期 間】 平成24年5月1日から定員に達するまで  
【問 い 合 わ せ 先】 財団法人日本消防設備安全センター  
企画研究部 担当 北村・平野  
TEL : 03-3501-7910  
E-mail : [kikaku10@fesc.or.jp](mailto:kikaku10@fesc.or.jp)

## ◆ 消防本部の住所等の変更について

- 53003 福知山市消防本部（京都）  
新住所： 〒620-0933  
福知山市東羽合町46番地の1

## ◆ メールアドレスの変更について

- 95114 島尻消防、清掃組合消防本部（沖縄）  
新メールアドレス [s-syomu@pub.city.nanjo.okinawa.jp](mailto:s-syomu@pub.city.nanjo.okinawa.jp)

---

## 国等の動き

## ◆ 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止等の徹底について

消防庁

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止等の徹底について（平成24年4月23日付け消防特第79号）が特殊災害室長名にて、関係道府県消防防災主管部長あてに通知されましたのでお知らせします。

特定事業所における事故防止については、日頃から御尽力いただいているところですが、4月

22日、別紙（省略）のとおり、山口県玖珂郡和木町の石油コンビナート等特別防災区域内において、危険物一般取扱所（レゾルシン製造装置）で緊急停止作業中に何らかの原因により爆発及び火災が発生し、作業員1名が死亡、事業所内外で計22名が負傷しました。

この事故については、現在、原因の究明が行われているところですが、同種事故の再発を防止するとともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について特定事業者に対し、必要な指導を適時適切に行っていただくとともに、周辺住民への情報提供等に関する体制の確認をお願いします。

また、貴道府県内の関係市町村に対してもこの旨情報の提供をお願いします。

#### 記

- 1 緊急停止作業を行う際には、作業手順等の確認を行い、作業に携わる者全員に周知徹底を図ること。
- 2 危険な状態となった場合の従業員等に対する情報伝達、避難経路の周知等を徹底すること。
- 3 異常現象や事故の発生、対処の状況等について、特定事業所から関係地方公共団体への速やかな通報連絡を徹底すること。

※ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2404/240423\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2404/240423_1houdou/01_houdoushiryou.pdf))に掲載されています。

【問い合わせ先】特殊災害室 担 当：古澤課長補佐、渡邊係長 電 話：03-5253-7528（直通） F A X：03-5253-7538
--

## ◆ 改正火災予防条例（例）の運用について

### 消防庁

改正火災予防条例（例）の運用について（平成24年4月27日付け消防予第163号）が予防課長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知されましたのでお知らせします。

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年総務省令第17号。以下「改正省令」という。）により、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が新たに定められたところです。

今般、改正省令による改正後の「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）及び改正通知による改正後の「火災予防条例（例）」（昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官。以下「条例（例）」という。）に規定する急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準について、その細目等に関する運用の指針を下記のとおりとりまとめました。

東京消防庁・政令指定都市消防長におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

### 1 急速充電設備に関する事項

#### (1) 急速充電設備の定義について（第11条の2関係）

条例（例）第11条の2に規定する「電気を設備内部で変圧して」とは、急速充電設備内部で変圧器を使用して昇圧するもののほか、変圧器以外の電子機器を使用して急速充電設備内部で昇圧するもの全てを含むものであること。

#### (2) 急速充電設備の筐体について（第11条の2第1項第1号及び第3号関係）

条例（例）第11条の2第1項第1号について、急速充電設備は金属板で覆った筐体に收容すること。また、第3号に規定する「雨水等の浸入防止の措置」について、筐体にあってはIP33以上の保護等級（JISC 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」参照。）を確保していること。

(3) 異常な高温について（第11条の2第1項第9号関係）

条例（例）第11条の2第1項第9号に規定する「異常な高温」とは、「過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度」を想定していること。

2 急速充電設備への自動車等の衝突防止措置について（第11条の2第1項第11号関係）

急速充電設備への自動車等の衝突による感電事故及び出火事故を防止するため、自動車等の衝突を防止する措置を講ずる必要があること。

また、条例（例）第11条の2第1項第11号に規定する「衝突を防止する措置」とは、「樹脂製ポール」や「鉄製パイプ」のほか、「車止め」等も含まれるものであること。

ただし、上記衝突防止策は、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置に設置すること。

3 点検について（第11条の2第2項関係）

条例（例）第11条の2第2項について、日常的な外観点検等のほか、消耗品の劣化や充電ケーブルの摩耗等による事故を防止するため、定期的な点検を行い、その記録については一定期間保存すること。

なお、急速充電設備は、電気事業法上の「自家用電気工作物」又は「一般用電気工作物」に区分され、自家用電気工作物に該当する場合には、法令による自主保安義務（電気事業法第42条）及び保安監督者の選任義務（電気事業法第43条）があること。

4 急速充電設備を設置する際の消防用設備等の設置及び維持に関する事項

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第13条第1項及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第6条第4項の適用に際しては、急速充電設備はこれらに規定される「その他これらに類する電気設備」に該当すること。

5 急速充電設備を屋外に設置する際の建築物との離隔距離及び急速充電設備を屋内に設置する際の不燃区画等について

「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」において、急速充電設備からの出火による建築物への延焼の危険性は低いと判断されたことから、屋外に設置する際の建築物との離隔距離及び屋内に設置する際の不燃区画等については不要としたこと。

また、変電設備の基準においては、「変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと」としていたが、急速充電設備にあつては、係員以外の者が使用することを可能としたこと。

6 その他

(1) 条例（例）第11条の2においては、当面設置が想定される全出力50キロワット以下のものを対象としているが、50キロワットを超えるもの又は蓄電池設備の容量が大きいもの等についての設置の相談があった場合には、当課まで連絡すること。

(2) 急速充電設備の設置の際の消防長（消防署長）への届出については不要であること。

(3) 給油取扱所に急速充電設備を設置する場合の取扱いについては、本通知によるほか、消防庁危険物保安室長から発出された「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成24年3月16日消防危第77号）によらるたいこと。

※ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2404/t\\_index.html](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2404/t_index.html) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課

担 当： 児玉、古賀

電 話： 03-5253-7523

F A X： 03-5253-7533

◆ 「火災予防条例（例）中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について

消防庁

「火災予防条例（例）中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について（平成24年4月27日付け消防予第157号）が予防課長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知されましたのでお知らせします。

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年総務省令第17号）が公布され、新たに急速充電設備が対象火気設備等として位置づけられたことに伴い、「火災予防条例（例）」（昭和36年11月2日付け自消甲予発第73号）についても所要の改正が行われたところです。

このため「火災予防条例（例）中に規定する標識類及び届出書の様式について」（昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号）の一部を下記（省略）のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記の事項にご留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

※ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2404/t\\_index.html](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2404/t_index.html) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課

担 当：児玉、古賀

電 話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

#### ◆ 火災予防条例（例）の改正内容の一部訂正について

消防庁

標記について、平成24年4月27日に次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について」（平成24年3月27日付け消防予第125号）において、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「火災予防条例（例）」という。）の改正について通知したところですが、火災予防条例（例）の改正内容を別添（省略）のとおり訂正することとします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

※ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2404/t\\_index.html](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2404/t_index.html) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課

担 当：松浦

電 話：03-5253-7523（直通）

FAX：03-5253-7533

#### ◆ 平成24年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定

消防庁

標記について、平成24年4月27日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金について、本日、次のとおり交付決定を行いました。

1 今回交付決定額	41億4,520万1千円
（内訳）消防防災施設整備費補助金	7億1,919万3千円
緊急消防援助隊設備整備費補助金	34億2,600万8千円
2 今回交付決定の主な対象施設・設備及び数量	
○ 消防防災施設整備費補助金	
耐震性貯水槽	236基
○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金	
救助消防ヘリコプター	1機
消防ポンプ自動車	55台

- |             |     |
|-------------|-----|
| 災害対応特殊救急自動車 | 67台 |
| 救助工作車       | 21台 |
| 消防救急デジタル無線  | 5箇所 |
- 3 都道府県別補助金交付決定状況  
別紙（省略）一覧参照
- ※ 市町村別などの詳細については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。

【問い合わせ先】消防・救急課  
担 当：渡辺補佐、岩田係長  
電 話：03-5253-7522（直通）  
FAX：03-5253-7532

◆ 平成24年春の褒章（消防関係）

消防庁

標記について、平成24年4月28日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。  
平成24年春の褒章（消防関係）受章者は、87名で褒章別内訳は次のとおりです。

紅綬褒章	8名
黄綬褒章	7名
藍綬褒章	72名
計	87名

（受章者名等は、別添（省略）の受章者名簿に記載されています。）

発令年月日 平成24年4月29日（日）

受章者のうち、

- ① 紅綬褒章は、災害現場等において、自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者
- ② 黄綬褒章は、永年にわたり消防機器の販売業務や消防設備保守業務等に精励するとともに、業界の発展に大きく寄与した者
- ③ 藍綬褒章は、消防団員や婦人（女性）防火クラブ員として永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与した者を対象としています。

○ 伝達式日程

- 1 日 時 6月6日（水）11時15分～11時45分
- 2 場 所 スクワール麹町3階「錦華」の間  
千代田区麹町六丁目6番地
- 3 出席予定者 総務大臣、消防庁長官、消防庁次長、国民保護・防災部長、審議官、  
消防大学校長、消防研究センター所長、総務課長

※ 名簿には、4月20日（金）の閣議において、褒章が授与されることに決定した者を記載しておりますが、発令日までの間に、名簿の記載事項に異動が生じることもありますので、ご承知おきください。

※ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2404/240428\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2404/240428_1houdou/01_houdoushiryou.pdf))  
に掲載されています。

【問い合わせ先】総務課  
担 当：西澤政策評価広報官、高橋係長  
電 話：03-5253-7521（内線）42171  
FAX：03-5253-7531

## ◆ 平成24年春の叙勲（消防関係）

消防庁

標記について、平成24年4月29日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。  
平成24年春の叙勲（消防関係）受章者は、614名で勲章別内訳は次のとおりです。

瑞宝小綬章	33名
旭日双光章	1名
瑞宝双光章	100名
瑞宝単光章	480名
計	614名

（受章者名等は、別添（省略）の受章者名簿に記載されています。）

発令年月日 平成24年4月29日（日）

受章者は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から防御するとともに消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された方々です。

### ○ 伝達式日程

- 1 日時 6月1日（金） 11時15分～11時45分
- 2 場所 ニッショーホール  
港区虎ノ門二丁目9番16号
- 3 出席予定者 総務大臣、消防庁長官、消防庁次長、国民保護・防災部長、審議官、  
消防大学校長、消防研究センター所長、総務課長

※ 名簿には、4月24日（火）の閣議において、勲章が授与されることに決定した者を記載しておりますが、発令日までの間に、名簿の記載事項に異動が生じることもありますので、ご承知おきください。

※ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2404/240429\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2404/240429_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)  
に掲載されています。

#### 【問い合わせ先】総務課

担 当：西澤政策評価広報官、高橋係長  
電 話：03-5253-7521（内線）42171  
FAX：03-5253-7531

## ◆ 消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会報告書の公表

消防庁

標記について、平成24年5月2日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁では、平成22年11月から「消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会」（座長：齊藤茂（独）宇宙航空研究開発機構航空プログラムグループ 運航・安全技術チームヘリコプタ技術セクションリーダー）を開催し、検討を進めてまいりました。

今般、「消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会報告書」としてとりまとめたので、公表いたします。

[資料(省略)]

「消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会報告書」の概要

※ [報告書全文](http://www.fdma.go.jp/)については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

#### 【問い合わせ先】国民保護・防災部防災課広域応援室

担 当：森田航空専門官、大住航空係長  
電 話：03-5253-7527  
FAX：03-5253-7537

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

**週間情報への投稿は企画課へ！**

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp